

② 自立支援医療制度

障がいをお持ちの方が自立した日常生活を営むため、障害の除去・軽減に必要な医療（治療や手術）について、指定の医療機関にて医療費の自己負担額を軽減する制度です。

自立支援医療制度の中には「更生医療」、「育成医療」、「精神通院医療」という3つの制度があります。

対象者

◆ 更生医療（18歳以上）

身体障害者手帳をお持ちの方で、その障害を除去・軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる方

◆ 育成医療（18歳未満）

身体に障害を要する児童で、その障害を除去・軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる方

◆ 精神通院医療

法律で指定された統合失調症などの精神疾患を有し、通院による継続的な精神医療が必要とされる方

自己負担額について

自己負担額は原則1割で、所得等により自己負担上限額が設定されます。自立支援医療には高度な技術が必要なため、指定医療機関制度が導入されており、届出をした病院、診療所、薬局、訪問看護事業所で行われる医療費が対象になります。

※精神通院医療には特別措置があります。

有効期間について

心臓の障害に係る手術を除き、判定された日から原則3か月以内です。

ただし、人工透析療法や免疫療法を必要とする場合のような、長期にわたり治療が必要な医療の場合、最長1年以内とすることができます。

※期間内に治療が終わる見込みがない場合は、役場福祉支援課までご連絡ください。

※精神通院医療は、有効期間が異なります。



◆ こうせい いりょう 更生医療

さいいじょう しんたいししょうがいしゃてちょう も かた う せいど
18歳以上の身体障害者手帳をお持ちの方が受けられる制度です。

しんせい ひつよう 申請に必要なもの

- しんたいししょうがいしゃてちょう
身体障害者手帳
- いけんしょ していりょうきかん きにゆう
意見書（指定医療機関に記入してもらいます。）
※ ようしき やくばふくししえんか まどぐち
様式は役場福祉支援課の窓口にあります。
- けんこうほけんしやう
健康保険証
- ねんきんふりこみつうちやう ふりこみつうち など ねんきん じゆきゆうがく しよるい
年金振込通帳 または 振込通知ハガキ等の年金の受給額がわかる書類
※ しょうがいねんきん いぞくねんきん じゆきゆう かた
障害年金 または 遺族年金 を受給している方
- とくていしつべいりやうようじゆりやうしやう
特定疾病療養受領証
※ とうせきかんじゃ がいとうしゃ
透析患者 および 該当者
- マイナンバー または つうち ほんにん ふようしゃ
通知カード（本人、扶養者のもの）
- いん みとめいん か
印かん（認印でも可）

しんせい なが 申請の流れ

しんせい けつてい やく げつ
※ 申請から決定まで、約2～3か月ほどかかります。

やくばふくししえんか しんせい
役場福祉支援課に申請

おきなわけんしんたいししょうがいしゃこうせいそうだんじよ はんてい
沖縄県身体障害者更生相談所による判定

し きゆう けつ てい
支給決定

しきゆう けつてい ばあい じゆきゆうしゃしやう はっこう
支給が決定した場合に、受給者証が発行されます

やくばふくししえんか じゆきゆうしゃしやう ゆうそう とど
役場福祉支援課より、受給者証が郵送で届きます。
せいど りやう いらやうきかんとく じゆきゆうしゃしやう ていじ
制度の利用には、医療機関等での受給者証の提示が
ひつよう
必要です。

● 更生医療対象となる障害と標準的な治療の例

| しょうがい しゅるい 障害の種類 | しょうがいめい 障害名 | しゅじゅつ 手術 |
|---------------------|--|--|
| しかくしょうがい 視覚障害 | はくないしょう 白内障 | すいしょうたいてきしゅつしゅじゅつ 水晶体摘出手術 |
| | もうまく り 網膜はく離 | もうまく り しゅじゅつ 網膜はく離手術 |
| | どうこうへいさ 瞳孔閉鎖 | こうさいせつだんじゅつ 虹彩切断術 |
| | かくまくこんだく 角膜混濁 | かくまくいしょくじゅつ 角膜移植術 |
| ちょうかくしょうがい 聴覚障害 | こまくせんこう 鼓膜穿孔 | せんこうへいさじゅつ 穿孔閉鎖術 |
| | がいじせいなんちよう 外耳性難聴 | けいせいじゅつ 形成術 |
| げんごしょうがい 言語障害 | がいしょうせいまた しゅじゅつご しょう 外傷性又は手術後に生じる はつおんこうごしょうがい 発音構語障害 | けいせいじゅつ 形成術 |
| | しんがくこうがいつ きいん おんせい 唇顎口蓋裂に起因した音声・ げんごきのうしょうがい とちな 言語機能障害を伴うもので あって鼻咽腔閉鎖機能不全 びいんこうへいさきのうふぜん に対する手術以外に歯科 たい しゅじゅつ いがい しか 矯正が必要な者 きようせい ひつよう もの | しかきようせい 歯科矯正 |
| したいふじゆう 肢体不自由 | かんせつこうしゆく かんせつきようちよく 関節拘縮、関節強直 | けいせいじゅつ じんこうかんせつちかんじゅつ 形成術、人工関節置換術 |
| ないぶしょうがい 内部障害 | しんぞう せんてんせいしんしっかん (心臓) 先天性心疾患 | べんこう しんしつしんぼうちゅうかくしゅじゅつ 弁口、心室心房中隔手術 |
| | しんぞう こうてんせいしんしっかん (心臓) 後天性心疾患 | うめぐみじゅつ ペースメーカー埋込術 |
| | じんぞう じんぞうきのうしょうがい (じん臓) じん臓機能障害 | じんこうとうせきりょうほう じんいしょくじゅつ 人工透析療法、腎移植術 こうめんえきりょうほう ふく (抗免疫療法を含む) |
| | かんぞう かんぞうきのうしょうがい (肝臓) 肝臓機能障害 | かんぞういしょくじゅつ 肝臓移植術 こうめんえきりょうほう ふく (抗免疫療法を含む) |
| | しょうちよう しょうちようきのうぜんばい (小腸) 小腸機能全廃 | ちゅうしんじょうみやくえいようほう 中心静脈栄養法 |
| | めんえき かんせんしょう (免疫) HIV感染症 | こう りょうほう めんえきちようせいほう 抗HIV療法、免疫調整法 |

◆ いくせいりりょう 育成医療

さいみまん しんたい しょうがい ゆう じどう う せいど
18歳未満の身体に障害を有する児童が受けられる制度です。

しんせい ひつよう 申請に必要なもの ※申請は保護者が行います。

いけんしょ していりりょうきかん きにゆう
○意見書（指定医療機関に記入してもらいます。）

ようしき やくばふくししえんか まどぐち
※様式は役場福祉支援課の窓口にあります。

けんこうほけんしょう じどう ほごしゃ
○健康保険証（児童と保護者のもの）

ねんきんふりこみつうちよう ふりこみつうち など ねんきん じゆきゆうがく しよるい
○年金振込通帳 または 振込通知ハガキ等の年金の受給額がわかる書類

ほごしゃ しょうがいねんきん いぞくねんきん じゆきゆう かた
※保護者が障害年金 または 遺族年金 を受給している方

○マイナンバー または 通知カード（本人、扶養者のもの）

いん みとめいん か
○印かん（認印でも可）

いくせいりりょう しんたいしょうがいしやてちよう も う
★ 育成医療は、身体障害者手帳を持っていなくても受けることができる制度です。

しんせい なが 申請の流れ

しんせい けつてい やく げつ
※申請から決定まで、約2～3か月ほどかかります。

やくばふくししえんか しんせい
役場福祉支援課に申請

おきなわけんしょうにほけんきょうかい はんてい
沖縄県小児保健協会による判定

し きゆう けつ てい
支給決定

しきゆう けつてい ばあい じゆきゆうしやしょう はっこう
支給が決定した場合に、受給者証が発行されます

やくばふくししえんか じゆきゆうしやしょう ゆうそう とど
役場福祉支援課より、受給者証が郵送で届きます。
せいど りりょう いうりりょうきかんとく じゆきゆうしやしょう ていじ
制度の利用には、医療機関等での受給者証の提示が
ひつよう
必要です。

● 育成医療対象となる障害と標準的な治療の例

| しょうがい しゅるい 障害の種類 | しょうがいめい 障害名 | しゅじゅつ 手術 |
|---------------------|--|---|
| しかくしょうがい 視覚障害 | はくないしょう 白内障 | |
| | せんてんせいりよくないしょう 先天性緑内障 | |
| ちょうかくしょうがい 聴覚障害 | せんてんせいじきけい 先天性耳奇形 | けいせいじゅつ 形成術 |
| げんごしょうがい 言語障害 | こうがうれつ 口蓋裂など | けいせいじゅつ 形成術 |
| | しんがくこうがうれつ きいん おんせい 唇顎口蓋裂に起因した音声・ げんごきのうしょうがい ともな 言語機能障害を伴うものであつ びいんこうへいさきのうふぜん たい て鼻咽腔閉鎖機能不全に対する しゅじゅつ いがい し かきょうせい ひつよう もの 手術以外に歯科矯正が必要な者 | し かきょうせい 歯科矯正 |
| したいふじゆう 肢体不自由 | せんてんせいこかんせつだつきゅう 先天性股関節脱臼、 せきついそくわんしょう びょう こつ 脊椎側彎症、くる病（骨 なんかしょう 軟化症）など | かんせつけいせいじゅつ かんせつちかんじゅつ 関節形成術、関節置換術、 ぎしそうちやく せつだんたん 義肢装着のための切断端 けいせいじゅつ 形成術など |
| ないぶしょうがい 内部障害 | しんぞう せんてんせいしんしつかん (心臓) 先天性心疾患 | べんこう しんしつしんぼうちゅうかくしゅじゅつ 弁口、心室心房中隔手術 |
| | しんぞう こうてんせいしんしつかん (心臓) 後天性心疾患 | うめぐみじゅつ ペースメーカー埋込術 |
| | ぞう ぞうきのうしょうがい (じん臓) じん臓機能障害 | じんこうとうせきりょうほう じんいしよくじゅつ 人工透析療法、腎移植術 こうめんえきりょうほう ふく (抗免疫療法を含む) |
| | かんぞう かんぞうきのうしょうがい (肝臓) 肝臓機能障害 | かんぞういしよくじゅつ 肝臓移植術 こうめんえきりょうほう ふく (抗免疫療法を含む) |
| | しょうちよう しょうちようき のうぜんばい (小腸) 小腸機能全廃 | ちゅうしんじょうみやくえいようほう 中心静脈栄養法 |
| | めんえき かんせんしょう (免疫) HIV感染症 | こう りょうほう めんえきちようせいほう 抗HIV療法、免疫調整法 |
| た その他 | せんてんせいしよくどうへいさしょう せんてんせいちよう 先天性食道閉鎖症、先天性腸 へいさしょう さこう きやだいけつちようしょう 閉鎖症、鎖肛、巨大結腸症、 にようどうげれつ ていりゅうせいそう こうがん 尿道下裂、停留精巢（睪丸） など | にようけいせい じんこうこうもん ぞうせつ 尿形成、人工肛門の造設 などの外科手術 |

◆ せいしんつういんいりょう 精神通院医療

せいしんいりょう つういん けいぞくてき ひつよう ばあい う せいど
精神医療の通院が継続的に必要な場合に受けられる制度です。

しんせい ひつよう 申請に必要なもの

- 診断書 (指定医療機関に記入してもらいます。)
※ 様式は役場福祉支援課の窓口にあります。
※ 診断書の作成料は **自己負担** になります。
- 健康保険証
- 年金振込通帳 または 振込通知ハガキ等の年金の受給額がわかる書類
※ 障害年金 または 遺族年金 を受給している方
- 所得課税証明書
※ 1月1日に竹富町に住所が無い場合
- マイナンバー または 通知カード (本人、扶養者のもの)
- 印かん (認印でも可)

しんせい なが 申請の流れ

しんせい けつてい やく げつ
※ 申請から決定まで、約2~3か月ほどかかります。

やく ば ふく し し えん か しん せい
役場福祉支援課に申請

おきなわけんそうごうせいしんほけんふくし はんてい
沖縄県総合精神保健福祉センターによる判定

し きゅう けつ てい
支給決定

しきゅう けつてい ばあい じゅきゅうしゃしょう はっこう
支給が決定した場合に、受給者証が発行されます

やく ば ふく し し えん か じゅきゅうしゃしょう ゆうそう とど
役場福祉支援課より、受給者証が郵送で届きます。
せいど りよう いりょうきかんとく じゅきゅうしゃしょう ていじ
制度の利用には、医療機関等での受給者証の提示が
ひつよう
必要です。

● 受給者証を受け取った後の手続き

| ひつよう ばめん 必要な場面 | ひつよう 必要なもの |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 所得区分が変わったとき ・ 指定医療機関が変わったとき ・ 訪問看護の追加があるとき ・ 健康保険証の内容が変わったとき ・ 氏名、住所が変わったとき | <ul style="list-style-type: none"> ・ 受給者証 ・ 受給者本人の健康保険証 ・ 印かん（認印可） |

じ こ ふ た ん が く
自己負担額について

沖縄県の場合、「沖縄県精神障害者特別措置公費負担制度」が適用されますので、認定された自己負担額も公費負担となり、自己負担は発生しません。

※ 訪問看護事業書の訪問看護については、特別公費負担制度の対象になりません。

※ 申請及び更新(再認定) 申請に必要な診断書の料金は、自己負担となります。

ゆうこうきかん
有効期間について

しん きしんせい
▼ 新規申請

申請日から1年以内の日で、月の末日になります。

※ 令和元年4月1日に申請した場合、令和2年3月31日までが有効期間となります。

こうしん さいにんてい
▼ 更新（再認定）

前回の終了日の翌日から1年以内の日で、月の末日になります。

※ 令和2年3月31日が終了日の場合、更新後の有効期間は令和2年4月1日～令和3年3月31日までとなります。

※ 前回の支給認定の有効期間を過ぎた場合は「新規申請」と同じ扱いになります。

※ 更新の手続きは、有効期間の3か月前から受付できます。



● 精神通院医療対象となる疾病の例

| | |
|----|--|
| 1 | びょうじょうせい ふく きしつせいせいしんしょうがい 病状性を含む器質性精神障害 |
| 2 | せいしんきょうぶつしつしょう せいしん こうどう しょうがい 精神作用物質使用による精神および行動の障害 |
| 3 | とうごうしつちょうしょう とうごうしつちょうしょうがたしょうがい もうそうせいしょうがい 統合失調症、統合失調症型障害および妄想性障害 |
| 4 | きぶんしょうがい 気分障害 |
| 5 | てんかん |
| 6 | しんけいせいしょうがい かんれんしょうがい しんたいひょうげんせいしょうがい 神経性障害、ストレス関連障害および身体表現性障害 |
| 7 | せいりてきしょうがい しんたいてきやういん かんれん こうどうしょうこうぐん 生理的障害および身体的要因に関連した行動症候群 |
| 8 | せいじん じんかく こうどう しょうがい 成人の人格および行動の障害 |
| 9 | せいしんちたい 精神遅滞 |
| 10 | しんりてきはったつ しょうがい 心理的発達の障害 |
| 11 | しょうにき せいねんき つうじょうはっしょう こうどう じょうちょ しょうがい 小児期および青年期に通常発症する行動および情緒の障害 |

